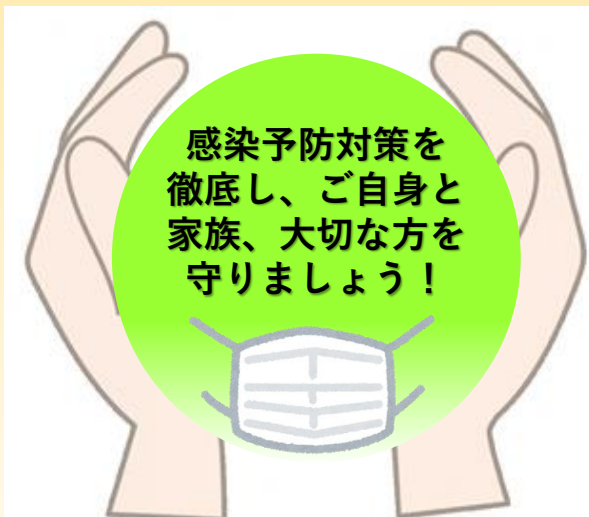


～市民の皆さんへ～

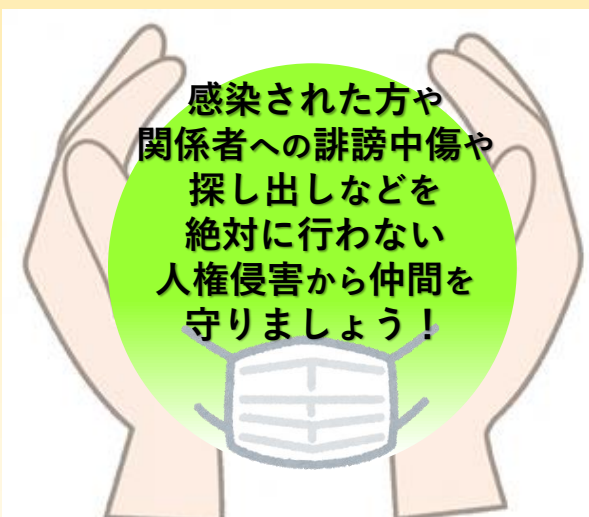
新型コロナを力を合わせて 一緒に乗り越えましょう!

京都府全域 緊急事態宣言
期間：1月14日(木)～2月7日(日)

京丹後市は市民の皆さんと一緒に力を合わせ、市民の皆さんの命と健康を全力で守り、市民生活と生業をしっかりとお支えします。



感染予防対策を
徹底し、ご自身と
家族、大切な方を
守りましょう!



感染された方や
関係者への誹謗中傷や
探し出しなどを
絶対に行わない
人権侵害から仲間を
守りましょう!

生活上のご相談や事業支援のご要望など、新型コロナでお困りごとがあれば、
どんなことでもまずは市役所にご相談ください!

緊急事態の時こそ
行政の出番です!

- 生活・仕事のこと
- 税金のこと
- 子育て・教育のこと
- 事業のこと
- など・・・

生活や仕事の
総合相談窓口

収入減少などでお困りの方の生活
や仕事の相談を受け付けています

寄り添い支援総合
サポートセンター
☎0120-125-294

その他の
相談窓口

新型コロナに関するあらゆる相談
を受け付けています

生活経済緊急支援室
☎0120-099-552

今年のかぜはコロナを疑う

かぜ症状を甘くみない

「のどが痛い」「声がかれる」「鼻がつまる」
「寒気がする」「熱がある」これらの症状は
ただの「かぜ」ではないかもしれません

新型コロナウイルス感染症が京丹後市でも拡がっています。その要因の一つとしてコロナに感染していても、症状が軽い場合、これまで通りの「かぜ」だと思い、病院や診療所を受診せず、仕事に出かけたり、家族や友人と過ごすことで、大切な周りの人に感染を拡げている傾向が見られます。

人と会う時は必ずマスクを着用



人に飛沫（つば）を届けない

それと同時にウイルスの侵入口（鼻と口）を塞ぐ

新型コロナウイルス感染症は、自ら移動したり、種や胞子を飛ばして拡がるものではなく、主に人のツバ（飛沫）を通して人から人に移ります。人と会う時は、相手に飛沫を届けないよう必ずマスクを着用してください。またマスクによってウイルスの侵入口である鼻と口も守りましょう。

こまめに手を洗いましょう



帰ってきた時の最初の手洗いが重要
石けんで30秒ていねいに
調理の前、食事前も忘れずに

新型コロナウイルスは衣服の上で24時間、プラスチックの上で72時間程度生存します。ドアノブやスイッチなどを触って知らないうちにウイルスが手に付いているかも知れません。その手で目・鼻・口を触って体内にウイルスを取り込んでしまうのが「接触感染」と言われています。

身体的距離の確保

人との間隔は2m（最低1m）空ける

こまめな換気

人が複数集まる場所では1時間に1回は換気をしましょう。

～飲食機会の3つの約束～

マスクを外すなら
大声は出さない

会食は
2時間を目安に

体調が悪ければ
参加しない

市民の皆様へ

年末以降、複数の高齢者福祉施設を中心にクラスターが発生し、年始にかけて陽性確認の拡大が続いておりましたが、これまで、1月13日に発生しました市の高齢者福祉施設のケースも含めおおむね600件以上に及ぶ濃厚接触者などの一連の関連検査もすべて終え、今回のクラスター関連についていえば、第一次的、基本的な収束は得つつあると受け止めております。ただ、今後、追加的な陽性確認の可能性など、もとより気を許すことなく一日も早い完全な収束に向け、京都府と連携して全力で取り組んでまいります。

(※1月16日現在、入院・療養されている京丹後市民:全37人)

本市として、とりわけ高齢者層の皆様への感染防止を徹底するため、外出に際しての不要不急の厳格な判断と、その場合の自粛の徹底などをお願いするとともに、府域全体で緊急事態宣言が実施される中、全ての市民の皆様へ、不要不急の外出の原則自粛、イベント等の開催制限などをはじめ、各種感染防止の徹底を、心よりお願い申し上げます。

そして、医療や介護の従事者などエッセンシャルワーカーの皆様には、改めて心から深い感謝を申し上げます。本市として、引き続き、京都府、国と連携して、感染防止対策、市民の命、健康、そして生活をまもりぬく対策に全力を尽くしてまいります。ぜひとも市民一丸となって、対策を徹底し、力を合わせ、この難局を乗り越えてまいります。

京丹後市長 中山 泰

京都府の緊急事態措置 期間：令和3年1月14日（木）～2月7日（日）

～2月7日まで集中的にがんばりましょう～



不要不急の外出は自粛しましょう

特に20時以降の外出は自粛徹底

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康維持のための必要な場合を除き、原則として外出を控えましょう。

イベントや会議は延期や中止についてぜひ検討してください

不要不急の外出自粛につとめましょう

まずは当面2月7日以降までの延期や中止をできるだけ検討してください。やむを得ない会議などは、文書の送付による「書面決議」やWEBを活用した「リモート会議」を検討してください。

飲食店などの施設は営業時間短縮（5時～20時）が要請されています

飲食店（居酒屋含む）、喫茶店等（宅配、テイクアウトサービス除く）、バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は時間短縮要請がなされています。

協力店には協力金が支給されます

市内公共施設の一般利用を制限します

※指定管理施設を除く、市が直接管理する施設

○利用人数

【屋内施設】人数上限5,000人以下

（利用施設の収容率50%以内を目安としてください）

【屋外施設】人数上限5,000人以下

十分間隔を取ってください（できれば2m(最低1m)）

○注意事項

1. 利用は20時までをお願いします
2. 従来からの感染対策の徹底をお願いします

京都府の緊急事態措置の内容から抜粋

1 外出の自粛

不要不急の外出自粛、特に20時以降の徹底した不要不急の外出自粛の要請
・医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと
・特に、20時以降の不要不急の退出自粛を徹底すること

2 催物（イベント等）の開催制限

上限人数 5000人以下

屋内：50%以下、屋外：人と人の距離を十分に確保（できるだけ2m）

あわせて、20時までの開催時間について協力を依頼

3 施設の使用制限

・飲食店、遊興施設のうち食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている店舗の20時までの営業時間短縮（酒類の提供は11時から19時まで）を要請
・劇場、集会場、運動施設、遊技場などの施設については、20時までの営業時間短縮（酒類の提供は11時から19時まで）を働きかける。

4 職場への出勤

事業者等に対しテレワークの徹底等を要請

・「出勤者数の7割削減」をめざす。このため、テレワークをより推進するとともに、出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること
・業態により困難な場合は、週休の分散化、休暇取得等により職場での密を回避すること。
・事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること

5 大学等への要請

大学等に対し感染防止対策と学生への注意喚起を要請

・感染防止と面接授業・遠隔授業との効果的実施等により学修機会を確保すること
・部活動、課外活動、学生寮における感染防止策を徹底するとともに、懇親会や飲み会・部活動における感染リスクの高い活動は自粛すること
・大学入学試験等については、実施者において、感染防止策や追検査等による受検機会の確保に万全を期すこと

京丹後市は、感染された方を誹謗・中傷するのではなく

感染された方の人権を守り健康回復を

オール京丹後で支えます！

やめよう！コロナ差別
人権侵害を寄せない健康回復をオール京丹後で支えよう



詳細は市ホームページなどをご覧ください



各種お問合せ先

—どんなことでもご相談ください—

京都府緊急事態措置に関するお問合せ

<緊急事態措置全般について>

京都府新型コロナウイルス
ガイドライン等コールセンター

☎075-414-5907 (平日9時~17時)

<新型コロナウイルス感染症拡大協力金について>

京都府
緊急事態措置
協力金

協力金コールセンター

☎075-365-7780

(9時30分~17時30分、日曜・祝日除く)

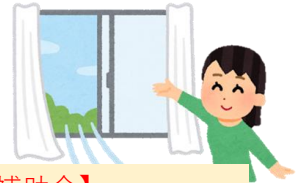
事業者の皆さん向け支援・補助制度に関するお問合せ



<新型コロナウイルスに関する事業者向け支援制度について>

中小企業緊急経営支援コールセンター

☎0120-555-182 (平日9時から17時)



【高齢者福祉施設入所者PCR検査費用支援事業補助金】

市内の高齢者福祉施設等を新規利用する高齢者に対し、施設が行うPCR検査の費用を補助します

長寿福祉課 ☎0772-69-0330

【事業所等感染症対策緊急支援補助金】

市内の事業所に勤務する従業員の感染を防ぐため感染予防物品の購入費等を補助します

商工振興課 ☎0772-69-0440

<事業者向け支援制度について>

【農林漁業関係以外】 商工振興課 ☎0772-69-0440 京丹后市商工会 ☎0772-62-0342

【農林漁業関係】 農業振興課 ☎0772-69-0410 農林整備課 ☎0772-69-0430

海業水産課 ☎0772-69-0460

11月から変更

発熱等の症状がある方の相談・受診・検査の流れ



相談の目安

- ・息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの軽い風邪症状が続く場合
- ・上記以外の方で発熱や咳などの風邪の症状が4日以上続く場合は必ず
※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患などの基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方、妊婦

新型コロナウイルス感染症に関する相談は 京丹后市「生活経済緊急支援室」

☎0120-099-552 (平日8:30~17:15)